

修了証明書を紛失した場合の手続きについて

- ◆本研修センターでは、介護支援専門員にかかる研修の修了時に修了証明書を発行しておりますが、修了証明書の適切な保管については、受講生に重ねてお願いしているところです。
- ◆万一、当該証明書を紛失等された場合で、やむを得ず証明書の発行が再度必要な場合、申請に基づき「修了証明書(研修修了時にお渡ししているものと同じの効力を有する書類)」を有料で発行します。発行が必要な方は、下記をご確認ください。

1 修了証明書の発行が可能な研修

本センターにて、修了証明書を発行できる研修は、下記のとおりです。

番号	対象研修名称	対象年度
1	ケアマネジメントリーダー養成研修	平成 14 年度～平成 16 年度
2	現任研修の一般課程Ⅰ、Ⅱ	平成 15 年度から平成 17 年度
3	専門研修課程Ⅰ、Ⅱ	平成 18 年度～
4	更新研修A(前期、後期)、更新研修B	平成 19 年度～
5	再研修	平成 20 年度～
6	主任介護支援専門員研修	平成 18 年度～平成 24 年度

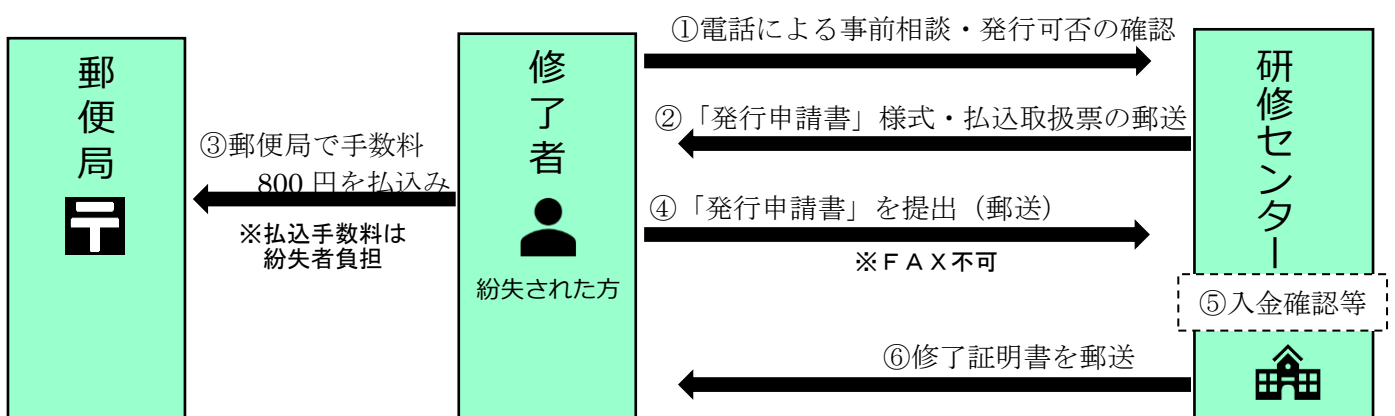
2 発行対象者

本センターで開催した上記研修を修了され、研修を修了されたことを書面で証明する必要がある方

例1:介護支援専門員証の更新手続きに必要な証明書を紛失したため

例2:主任介護支援専門員研修の受講申込みに必要な証明書を紛失したため 等

3 発行申請の手続きの流れ



- ① 電話にて、証明書発行についてご相談ください。発行の可否を確認します。
- ② 発行可能と確認できた場合、本センターより「修了証明書発行申請書」「払込取扱票」を郵送します。
- ③ 「払込取扱票」を用いて、郵便局にて手数料(1通当たり 800 円)を納入いただきます。
- ④ 「修了証明書発行申請書」を郵送にてご提出いただきます。
- ⑤ 本センターにて、申請内容や手数料の入金状況を確認します。
- ⑥ ⑤の確認ができた後、「修了証明書」を本センターより郵送します。

次ページも必ずご確認ください

4 注意事項

(1)「修了証明書発行申請書」「払込取扱票」は、電話で問合せをいただいた方のうち、証明書の発行が可能と確認できた方にのみ、本センターより郵送します。確認に必要なため、予め「介護支援専門員登録番号(8桁の番号)」「研修種別」「修了した年度」を確認いただいてから、電話問合せをお願いします。

(2)介護支援専門員証番号、有効期間などがご不明の方は、下記連絡先へ確認ください。

兵庫県高齢政策課 Mail:koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp FAX:078-362-9470

(3)証明書1通当たり800円の手数料を納入いただきます。納入がない場合、証明書を発行できません。

例1：平成28年度 再研修の修了研修証明書を発行する場合 →800円

例2：平成25年度 専門研修課程Ⅰ と 平成26年度 専門研修課程Ⅱ
の修了証明書を各1通発行する場合 →1,600円

(4)手数料の納入は本センターよりお送りする「払込取扱票」により、郵便局で行っていただきます。振込手数料もご負担いただきますこと、ご承知おきください。

(5)手数料を納入し、本センターに発行申請書を送付いただいてから、発行までに2週間程度お待ちいただく場合があります。

<問合せ先>

兵庫県福祉人材研修センター(社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会)

〒650-0004 神戸市中央区中山手通7丁目28番33号

(専用電話) 078-367-5211

(受付時間) 月曜日～金曜日(土・日・祝日は除く) 9:00～17:00